

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表

改正		現行
各都道府県知事 殿 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 本文 (略) 第1 (略) 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略) 4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略) (2) 協力的臨床研修病院の指定の申請 ア 協力的臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略) 5～26 (略) 第3 当面の取扱い	医政発第0612004号 平成15年6月12日 (一部改正 平成28年7月1日) 厚生労働省医政局長 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 本文 (略) 第1 (略) 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略) 4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略) (2) 協力的臨床研修病院の指定の申請 ア 協力的臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略) 5～26 (略) 第3 当面の取扱い	医政発第0612004号 平成15年6月12日 (一部改正 平成27年3月31日) 各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 本文 (略) 第1 (略) 第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～3 (略) 4 臨床研修病院の指定の申請 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ・ウ (略) (2) 協力的臨床研修病院の指定の申請 ア 協力的臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。 イ (略) 5～26 (略) 第3 当面の取扱い

1 (略) 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について (1)～(2) (略) (3) 基幹型臨床研修病院のうち、災害等やむを得ない理由により前述第2の5(1)オの指定基準を2年以上にわたり満たさない場合であっても、研修医が在籍しており、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。 (4) 前述第2の5(1)チにおける「2年間臨床研修を行ったことに相当する実績」について、平成30年度に開始しようとする臨床研修においては、申請までの準備期間がこれまでよりも8ヶ月短くなることから、当該実績が2年間臨床研修を行ったことに相当するものでない場合であっても申請できるものとする。この場合、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができることなど、良質な研修についての評価を含め、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会にて指定の可否を判断するものであること。	1 (略) 2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について (1)～(2) (略) (新設) (新設)
3 (略) 第4～第5 (略) 第6 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日 平成28年 7月 1日	3 (略) 第4～第5 (略) 第6 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日 平成17年10月21日 平成18年 3月22日 平成19年 3月30日 平成20年 3月26日 平成21年 5月11日 平成22年 4月14日 平成23年 3月24日 平成24年 3月29日 平成26年 3月31日 平成27年 3月31日